

財務省告示第三十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十八年度の初日から平成十八年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十九年一月三十一日

財務大臣 尾身 幸次

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十八年度の初日から平成十八年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	四三トン
三	一トン
四	二二、二七—トン
五	一、一三四トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
三四六トン	六六二トン	九、八九五トン	九三、三一トン	二九、四二トン	二八九トン	三五六、四六二トン	一、三四、四九トン	四、九、三三四トン	六五、一四七トン	三、七四二トン	四、二トン	三一、五八三トン	三・三五トン	一・三三二トン	七トン

二九	八三ートン
二八	八トン
二七	一、三四四トン
二六	二、四八五トン
二五	トン
二四	二ートン
二三	四、一二四トン
三三	六二トン
一一	二九、九九七トン